

年末の

# 交通安全県民運動

令和6年 12月9日(月) ▶ 12月18日(水)

## 【運動の重点】

1. 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
2. 飲酒運転の根絶
3. 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

## 【交通安全スローガン】

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離



「横断歩道ストップキャンペーン」交通安全啓発アート：県立米子高等学校美術部と米子市立啓成小学校による共同制作

交通安全にみんなで参加する日 及び 交通マナーアップ強化日

令和6年 12月16日(月)

# 年末の交通安全県民運動の重点

## 1 歩行者保護の徹底と 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- 横断歩道は歩行者優先です。運転者は、横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる場合は、必ず一時停止しましょう。
- 夕暮れ時・夜間は、反射材を身につけるなどして、自分の存在をアピールしましょう。



## 2 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は極めて悪質、危険な犯罪です。『飲酒運転をしない、させない、許さない』を徹底しましょう。
- 飲酒運転を誘発・助長する行為(自転車を含む車両の提供、酒類提供、同乗等)も絶対にしてはいけません。



### ハンドルキーパー運動



自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。

## 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールへの遵守

- 交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう。
- 交通ルールを守って安全に利用しましょう。

### 令和6年11月1日 道路交通法改正 自転車のながらスマホと酒気帯び運転罰則強化!!

自転車の  
交通ルールが  
変わりました!

#### 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



#### 自転車運転講習の対象となる危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

### 「自転車安全利用五則」 を守りましょう。

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

